

第 3 4 回

上富良野町農業委員会議事録

平成 2 3 年 1 月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第34回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成23年 1月21日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員

なし

6 遅刻した委員

なし

第34回 農業委員会総会議事録

会長挨拶

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

9番 瀬川 秀幸 君

10番 一色 悟 君

両君に指定決定する。

附議事項

日程第2 報告第1号 農地法第5条の諮問の答申について

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

* 議案及び調書等は、別添の資料参照ください。

第34回上富良野町農業委員会議事録

開会（13時30分）（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第34回農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
1番 北川委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 年頭の総会にあたり、ごあいさつをさせていただきます。
私たち農業委員の仕事につきましては、農業委員会憲章に示されている内容について各委員の方々が自覚を持って、委員としての仕事を進めていただきたいと思います。最近新聞等を賑わしていますが、農業を取り巻く情勢は先の見えない状況にありますけども、現場を知らない人たちが農政を動かしているように見えて非常に腹立たしい気持ちであります。行政改革刷新グループの中で、農業委員会そのものはいらないというような話も出ています。首相は、農地法をもう一度改正して新規参入がもっとしやすくするとか、若者が参入しやすくするようにと、叫ばれていますが、一昨年に農地法が改正されていますし、今更改正にはならないと農林水産大臣は言っていますのでそのようなことにならないと思いますけども、私たちは与えられた仕事を粛々と行っていくこととあります。私たちは、農地法を守って仕事をしてゆくということで、今年も一年間よろしく願いいたします。

これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、12名であります。

定数に達しておりますので、これより第34回上富良野町農業委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名は、
9番 瀬川 秀幸 君、 10番 一色 悟 君に決定いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の諮問の答申について」の件を
議題といたします。
事務局より、報告第1号を朗読させます。

事務局 報告第1号について、平成22年12月10日付上富農委第429号
で諮問を行った下記の転用について、北海道農業会議より答申があった
ので報告します。 「報告第1号朗読」

議 長 報告第1について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を
議題といたします。
事務局より、報告第2号を朗読させます。

事務局 報告第2号について、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸
借権及び使用貸借権の解約申し出のあった貸主 ○○○、借主 ○○○
外4件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので
報告します。 「報告第2号朗読」

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長

日程第4 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

事務局より、諮問第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」、日の出地区農用地利用改善事業実施組合外3組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権7件、賃貸借権2件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成23年1月21日提出 上富良野町長 向山富夫

要請の計画内容は、経営面積・従事日数等が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

調書を、審議の資料として添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長

諮問第1号所9番、所10番について、提案に関する補足説明を願います。 11番 菊地 委員

菊地委員

所9番、所10番は、酪農経営をしている〇〇〇さんが姪夫婦に経営移譲を行うため、飛び地となっている農地の整理として出された売買の案件です。

所9番は、買い手の〇〇〇さんの住宅の近くで〇〇〇さんの所有地に隣接した農地です。10a当たり〇〇万円で決定いたしました。

所10番は、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親戚関係にあり、ともに酪農経営をしています。〇〇〇さんの所有地が、道路と〇〇〇さんの牧草地に挟まれた面積の少ない草地で作業効率が悪いことから、手放すこととなり隣接する〇〇〇さんが取得することとなったものです。場所、地形を判断して、草地として10a当たり〇〇〇万円で設定しました。慎重審議のうえ、お認めいただきたいと思っております。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長

これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所9番を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 所10番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所11番について、提案に関する補足説明を願います。 1番 北川
委員

北川委員 所11番について、補足説明をいたします。 出し手の〇〇〇
さん・〇〇〇さんは親子です。20年前に御主人を亡くされてから、
〇〇〇さんと賃貸借契約をして、〇〇〇さんが作付をしていました。
今回、期間満了による再処分で売買に出された案件で〇〇〇さんに引き
受けていただきました。所在は、東中の〇〇道路に隣接する農地です。
〇〇〇-3は、農協のエンジン洗い場です。〇〇〇-1は、区画
整理された水田ですが、水はけが良くないことから10a当たり〇〇
万円で決定しています。道路に隣接する畑は、条件が良いことから
10a当たり〇万円決定させていただいています。
慎重審議よろしくお願いたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号 所11番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諮問第1号 所12番、所13番、所14番、所15番、賃5番、賃6番
について、提案に関する補足説明を願います。 7番 青地 委員

青地委員 ○○○さんと○○○さんは、義理の親子関係です。今回、売買に
出された案件は以前から賃貸に出されていましたが、期間満了により
再処分で売買に出されたものです。
所13番、所14番、○○○さんと○○○さんと賃貸していたと
ころは、水田として使われていた農地です。ここは、賃貸借と同じ相手
が受けてくれることになりました。○○○さんと○○○さんは親子
で、今年から経営移譲がされています。
所12番、15番は、○○○さんが買い受け、牧草地として利用する
ことになりました。
賃5番、賃6番、出し手の○○○さんは、以前から賃貸借をしていま
したが期間満了になり再処分を行うものです。受け手は、前回と同じく
○○○さんと○○○さんが、引き続き借りることとなりました。
賃借料は10㎡当たり、〇千円に変更して賃貸借を行うこととなりまし
た。
慎重審議のうえ、お認めいただきたいと思います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号 所12番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、諮問第1号 所13番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 所14番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 所15番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 賃5番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 賃6番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○、譲受人 ○○○ 外5件 について、審議を求め。平成23年1月23日提出
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
農地法第3条調書を、審議の資料として添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 1番 3番について、11番 菊地委員。

菊地委員 1番、3番 共に親子の経営移譲の案件です。
1番、○○○さんと○○○さんは親子で、畑作を中心とする優良農家です。昨年から○○○さん名義で農地を取得するなど経営移譲の準備を進め、今年から経営移譲を受けて息子さんが営農を行うこととなり、使用貸借を結ぶものです
3番、○○○さんと○○○さんは親子で、今年から経営移譲を受けて息子さんが営農を行うこととなり、使用貸借を結ぶものです。
慎重審議のうえ、お認めいただきたいと思ひます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 2番、6番について、9番 瀬川委員。

瀬川委員 2番、〇〇〇さんと〇〇〇さんは夫婦です。均さんは、花の苗の栽培を主体に水田
営農をしていますが、60歳を超えたことから奥さんの〇〇〇さんに経営移譲をす
るため、使用貸借を行うものです。
〇〇〇さんと異性同名で同じ字の方が、同じ地区に居ます。住所が20号と21号
の違いですが、今後の連絡や事務について注意が必要と考えます。場所は、基
線道路に面した農地です。

6番、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親戚関係で、〇〇さんが経営規模縮小をすること
から、作業委託を受けていた〇〇〇さんが、賃貸借契約を結ぶことになりました。
場所は、国道に面した農地と鉄道に面した農地の2か所があります。慎重審
議よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、議案第1号 6番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 4番について、1番 北川委員。

北川委員 4番、出し手の〇〇〇さんは、息子さんの〇〇〇さんに十数年前に経営移譲をしていました。〇〇〇さんは、メロン・イチゴのハウス栽培をしていましたが、都合により離農することとなり使用貸借を解約して、〇〇〇さんが売買ということで出されて案件です。受け手は、「農業生産法人 〇〇〇」という農業生産法人です。

〇〇〇は、〇〇〇株式会社の関連法人で平成12年3月に設立され、富良野市、中富良野町で農地を所有して農業経営を行っている法人です。
取得した農地には、イチゴ・トマトの施設があることから、これを生かした経営をしたいということで、〇〇〇と売買が成立しました。農地は、東〇線北〇号の〇〇〇川のすぐそばで、ほとんどにハウスが建っています。慎重審議、よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

川上委員 この会社の運営について、詳しい内容を説明してください。

北川委員 この会社は、〇〇〇株式会社の関連会社で平成12年3月に設立されています。農地は、富良野、中富良野に点在して9.5haあり、メロン87a、馬鈴薯63a、スイートコーン120a、南瓜285a、ブロッコリー30a、イチゴ26a、トマト10aなどの作付をして、トラクター1台、プラウ1台、ロータリー1台などを所有しています。現在農作業に従事しているのは、3名です。代表者は〇〇さんで、〇〇さん、〇〇さんの3名で経営をしている会社です。

川上委員 〇〇さんは、以前〇〇株式会社の社長をされていましたが、今も社長ですか。

事務局長 〇〇〇さんが、〇〇〇株式会社の社長をされているかどうかは、確認はしていませんのでご了承願います。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 5番について、3番 大場委員。

大場委員 5番、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子で以前か経営移譲により、使用貸借をしていましたが、期間満了により再契約をするものです。
慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 5番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。
第34回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、報告 8 件、諮問 9 件 議案 6 件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後 2 時 3 8 分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

上富良野町農業委員会 会長 中 瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 瀬 川 秀 幸 ⑩

上富良野町農業委員 一 色 悟 ⑩